令和5年度 消費生活相談概要

消費生活センターに相談してみませんか？

令和5年度の消費生活相談件数は518件でした。内訳は苦情が465件、問合わせが53件です。この中でも、**クレジットカードの不正利用に関する相談**が目立ちました。まったく心当たりのない請求もあれば、フィッシングメールにクレジットカード番号等の個人情報を入力したことが不正利用に繋がったケースもありました。

また、通販の定期購入や詐欺サイトに関する相談が後を絶ちません。悪質な業者をなくすためには、消費者も「安いから」「お得だから」といった安易な選択をせず、慎重に悪質サイトを見極める力が求められます。

皆さんがトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、今月号では消費生活センターの業務について詳しく説明します。

困ったときは、消費生活センターへ
☎（267）5501

場　所　市役所本館２階
時　間　9:00～16:45
休館日　土・日曜日、祝日
※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

令和５年度商品別相談件数

順位	商品・サービス	件数	内容等特徴
1	商品一般	74	詐欺・迷惑メール、カードの不正利用、不審な荷物が届いたなど
2	教養娯楽品	40	ネット通販の詐欺サイト、新聞の解約、フリマサイトなど
3	金融・保険サービス	39	多重債務、怪しい儲け話、生命・損害保険の問い合わせなど
4	保健・福祉サービス	38	脱毛エステの倒産、医療サービス（美容医療を含む）など
5	教養・娯楽サービス	35	ネットビジネス・習い事の解約、出会い系サイト、アダルト・有料サイトなど
6	保健衛生品	34	化粧品・育毛剤・シャンプー等の定期購入など
7	運輸・通信サービス	31	ネット回線・携帯電話の契約、引越の荷物紛失など
8	各種サービス	29	質問サイト、占いサイト、原野商法の二次被害など
9	食料品	28	健康食品の定期購入、注文していない荷物が届いたなど
10	被服品	27	詐欺サイト、ネット通販・店舗購入の返品、フリマサイトなど

SMSやメールでのフィッシング詐欺に注意

事例1

宅配業者名でSMSが届いた。ちょうど荷物が届く予定だったので、SMSに書かれていたURLをクリックして、記載されていた指示どおりに、IDやパスワード等を入力した。しかし、その後11万円を不正利用されていたことが分かった。（60歳代）

事例2

スマートフォンに「ETCカードを更新するように」とのメールが頻繁に入るようになった。所有しているクレジットカード会社発行のETCカードの手続きが必要なのかと思い、URLを開いてメールアドレスやパスワード、クレジットカード番号等を入力した。その後、カード会社に連絡をすると覚えのない決済があり、1万2千円が使用されていた。（70歳代）

©Kurosaki Gen

ポイント

実在する組織をかたるSMSやメールを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジットカード番号等、個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が多く寄せられています。記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスするようにしましょう。フィッシングサイトに個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。絶対に入力してはいけません。情報を入力してしまったら、同じIDやパスワード等を使っているサービスを含め、すぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関等に連絡しましょう。IDやパスワード等の使い回しを避けることで被害の拡大を防ぐことができます。

※独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報　第479号」から抜粋・イラスト黒崎玄

消費生活センターとは

消費生活センターでは、消費生活に関する様々な相談や苦情を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のためのお手伝いをしています。

消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん、トラブルになっていない場合でも、契約する前に分からないこと、不安なことがあれば、気軽にご相談ください。

相談できる方

高石市内にお住まいの方

（事業主や個人事業主の方からの事業に関わる契約や、個人間トラブルの相談はお受けしていません）

相談に際しての注意点

契約時の状況を正確に把握し、本人の意向を確認するためにも、できるだけ契約した本人からの相談をお願いしていますが、ご家族・介護や見守りをしている方からのご相談もお受けします。

相談をする前に、あらかじめ契約書、購入のきっかけとなった広告やパンフレット、販売サイトの画面やURL、メールやSNSのやり取りなどを手元に用意してください。

解決の支援方法

ご連絡をいただくと、相談員が相談内容を聴き取って解決のための助言を行います。場合によっては、トラブルの相手である事業者との交渉のお手伝い（あっせん）をすることもあります。また、法律相談や他の専門相談機関などの適切な窓口を紹介する場合もあります。

消費者トラブルに遭っても、「自分のせいだから仕方ない」とあきらめる人も少なくないようです。しかし、消費生活センターに相談したことで、トラブルを解決し、被害を回復できたケースも多くあります。消費者トラブルに巻き込まれたときは解決をあきらめず、まずは消費生活センターに相談してください。

相談内容と解決事例

■事例1　副業詐欺

SNSの広告を見て副業サイトに登録をした。儲かるまでサポートすると言われたので、50万円をクレジットカード決済してしまった。儲からないので解約して返金してほしい。

【対応】

消費生活センターでは、まず相談者に契約の経緯を書面にしてもらいました。その後クレジットカード会社に連絡をして、カード会社の指示に従い、カード会社と販売サイトに書面を送付しました。サイトは解約に応じませんでしたが、カード会社が対応してくれたことで3ヶ月後に返金されました。

※銀行振込の場合や、相手が個人で連絡手段がSNSに限られる場合はお力になれません。

■事例2　連絡のとれない通販サイト

SNSの広告から洋服を注文したところ、サイズが大幅に違う粗悪品が届いた。代引きで8500円を支払っている。返品を申し出たいが、サイトの電話番号がわからない。

【対応】

相談者に宅配便の送り状を確認してもらったところ、差出人欄に返品代行センターとあり電話番号も記載されていました。消費生活センターが日時を変えて電話をかけ続けると、3日後にようやく繋がり返品が受け付けられました。数日後、現金書留で全額返金されたことを確認しました。

※通信販売にクーリングオフ制度はありません。SNS広告に簡単に飛びつかず、販売サイトの情報や連絡先等を確認するようにしてください。購入により、怪しい海外サイトに個人情報を伝えることにもなります。

■事例3　エステサロンの倒産

半年前に総額40万円で契約したエステサロンが倒産した。施術は2回しか受けていない。永久に通えると説明されたのに残りのローンを支払う必要があるのか。

【対応】

消費生活センターで契約書面を確認したところ、実際は1年4回の契約で5回目以降は無料のアフターサービスとなっていました。つまり、有償での4回分の施術が終わっている、もしくは1年を経過している場合は、破産して通えなくても支払いだけが続く可能性があるということです。

ローンの支払い停止を求める場合、クレジット会社へ「支払停止の抗弁書」という書面を提出します。契約期間と回数が残っていた相談者には、書面の書き方と今後の対応について助言しました。

※このような消費者に不利な契約内容を問題として、消費者団体が訴訟を起こしています。

市役所からのお知らせ

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予を受けた期間は追納できます

免除・猶予を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

追納額は、免除・猶予を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じて一定の額を加算した金額になります。（2年を経過していない期間については加算されません）

追納は、免除された期間の古い順に納めることになっています。

ただし、猶予を受けた期間がある場合は、その期間を優先して納めます。

令和6年度　国民年金保険料追納額（加算額を含む）

年度	全額免除※	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H26年度の月分	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
H27年度の月分	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
H28年度の月分	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
H29年度の月分	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
H30年度の月分	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
R元年度の月分	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
R2年度の月分	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
R3年度の月分	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円

※法定免除、納付猶予、学生納付特例を含む。

問合先　健幸増進課☎(275)6241

2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の気になる情報をお届けします！

泉大津市

泉大津市立病院

6月から市内在住・市外在住で異なっていた分娩費用を見直し、住んでいる地域に関係なく、これまでの市内料金に統一しました。近隣市町に住んでいる人、さらには里帰り出産の人にも利用してもらいやすいものとなります。

また、これまで室料差額として6,000円／日が必要だった「個室料金を無料」とします。さらに、無料個室よりも広く、家族とゆっくり過ごせ、個室内にシャワーを設置している有料個室も用意しています。ぜひ、市立病院をご利用ください。

場所　泉大津市下条町16番1号

問合先　泉大津市立病院事務局総務課☎0725(32)5622

高石市

ポケモンGOに高石市の公式ルートが登場！

『ポケモン GO』は、位置情報を活用した、現実世界そのものを舞台として遊ぶ、スマートフォン向けゲームです。

公式ルートは、おすすめの場所を経由する『ポケモン GO』の公式パートナーが作成したルートで、隠れた地域の魅力の再発見ができる、ふだんの街歩きがより楽しくなる機能です。

問合先　地域創生課　☎(275)6138

忠岡町

登録有形文化財 正木記念邸 ～呈茶はいかがですか～

現在開催されている「正木美術館2024年春季展」の期間中、土・日曜日、祝日は美術館敷地内にある正木記念邸の広間が見学できます。

見学時にお申込みいただければ、日本庭園を背景にした広間で呈茶もお楽しみいただけます。ぜひお越しください。《抹茶とお菓子・一服500円美術館入館料は別途必要です》

日時　7月7日（日）まで

問合先　正木美術館　☎0725-21-6000

©2024 Niantic, Inc. ©2024 Pokémon. ©1995-2024 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc.
ポケモン・Pokémon は任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

国民健康保険

保険料について

■保険料の決定

令和6年度の国民健康保険料の決定に伴い、国民健康保険料納入通知書を6月中旬に送付します。

▼普通徴収

納付書または口座振替にて、6月から翌年3月までの10期割りで国民健康保険料を納めていただきます。

▼特別徴収（年金天引き）

次のすべての条件に該当する場合、保険料は世帯主の対象年金から特別徴収（天引き）されます。

①世帯主が国民健康保険の被保険者
②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上
③世帯主の特別徴収対象年金額が18万円以上で、特別徴収額と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1を超えない場合

※特別徴収の対象となる方は、6月の納入通知書に記載しています。

また、年金からの特別徴収は、申し出により、口座振替に変更することができます。

■減免申請

災害や失業・休業などにより保険料の支払いが困難なとき、減免要件に該当する方は保険料が減額されますので、申請してください。なお、申請は毎年必要です。

■未納が続くと…

災害やその他の特別な理由もなく、令和5年度1期分以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することになります。この証明書で診察を受けることはできますが、その際の医療費は、一旦全額自己負担となり、後日、国民健康保険から一部負担金等を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。

さらに納付が遅れ、納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の保険給付（療養費等）が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。

また、資格証明書が交付されても、滞納保険料と今後の保険料の納付義務はなくなりません。保険料は納期限内に必ず納付してください。

問合先　健幸増進課☎(275)6374

各種

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度
駐車場の適正利用にご協力を

府では障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるように、公共施設や商業施設などで車いす使用者用の駐車区画等を利用するための利用証を交付しています。これらの区画を必要とする人が駐車できるよう、駐車区画の適正利用にご協力をお願いします。制度を利用される場合は、お問い合わせください。

問合先　府障がい福祉企画課
☎06(6944)2362

高石市議会3役決まる

5月16日に開催された令和6年第1回高石市議会臨時会において、議長に寺島 誠氏、副議長に吉田 佳代子氏、監査委員に印丸 裕久氏が選出されました。

問合先　議会事務局
☎(275)6449

議　長
寺島　誠
（市民クラブ）

平成23年に初当選し、現在4期目。この間、副議長、監査委員、予算委員会委員長などを歴任されています。

副　議　長
吉田　佳代子
（公明党）

平成31年に初当選し、現在2期目。この間、監査委員、総務文教委員会副委員長などを歴任されています。

監　査　委　員
印丸　裕久
（大阪維新・無所属の会）

平成31年に初当選し、現在2期目。この間、監査委員、決算委員会委員長などを歴任されています。

教科書展示会

令和6年度から使用している小学校教科書、今年度採択が行われる中学校教科用図書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。

なお、中学校教科用図書の採択は8月頃を予定しています。

日時　6月7日～7月17日の午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

場所・問合先　教育研究センター☎(262)7005

事業者の皆さん 廃棄物の処理にご協力を

事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。特に、感染症廃棄物（医療系廃棄物）は、廃棄物処理法により特別管理廃棄物と定められていますので、専門業者へ処分を委託するなどの自己処理をお願いします。

問合先　環境政策課☎(275)6834

余った無料普通ごみ処理券と日用品の交換期間を延長します

延長期間　7月31日(水)まで

場所　環境政策課

交換品　無料普通ごみ処理券8～14枚…トイレットペーパー1ロール、15枚（1シート）…トイレットペーパー2ロール、30枚（2シート）…30リットルのごみ袋10枚

※交換品がなくなり次第終了

持ち物　持ち帰り用の袋

問合先　環境政策課☎(275)6834

身近なみどりを育てましょう

各地域や職場の皆さんが共同で緑化する際に、樹木の無料配付を行っています。

樹種　キンモクセイ、サザンカ、セイヨウベニカナメモチ　ほか（1か所あたり高木2本以上の申請が必要）

※数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。

申込・問合先　8月30日までに環境政策課☎(275)6834

熱中症特別警戒アラートの運用を開始

国内の熱中症による救急搬送人員や死亡者数が高い水準で推移している状況を踏まえ、気候変動適応法が改正され、熱中症特別警戒情報（通称：熱中症特別警戒アラート）の運用が始まりました。熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、適切なエアコンの使用や、こまめな水分補給などの自発的な熱中症予防行動の実施をお願いします。

大阪府が配信する「大阪防災アプリ」では、熱中症特別警戒アラートをリアルタイムで受信できます。簡単に登録でき、必要な情報だけを素早く受け取ることができますので、この機会に大阪防災アプリの登録をお願いします。

問合先　環境政策課☎(275)6254

＼大阪府内どこでも使える／
大阪防災（ぼうさい）アプリ
osaka bousai

熱中症予防シェルターの開設

開設期間　※開設時間は施設によって異なります。施設が閉館しているときはご利用できません。

6月10日～9月30日

夏の熱中症対策として、市民の一時避難場所“熱中症予防シェルター”を右記の13か所で開設しています。冷房や飲料水などを備えていますので、暑さからの一時的な避難にご利用ください。

問合先　危機管理課☎(275)6245

開設場所の一覧	
市役所別館☎(275)6247	清高公民館☎(263)5885
ふれあいゾーン☎(261)3831	中央公民館☎(265)6422
とろしプラザ 取石公民館☎(260)0550	慶翠苑☎(265)3188
羽衣公民館☎(265)3227	瑞松苑コミュニティセンター☎(263)3317
東羽衣公民館☎(262)8545	菊寿苑☎(271)0112
千代田公民館☎(264)0886	図書館本館・分館☎(263)3100
	アプラホール☎(267)0018

7月1日～7日は全国安全週間

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に続けられ、今年で97回目を迎えます。

厚生労働省では、6月を準備期間とし、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催などの取組を実施します。

問合先 泉大津労働基準監督署 ☎0725(27)1211

6月は危険物安全月間

身近な危険物にご注意を！

皆さんは、危険物がどのようなものかご存知ですか？危険物の取り扱いを誤ると大きな事故に繋がります。危険物に関する事故対策動画をYouTubeで公開しています。動画をご覧いただき、危険物事故への対策を確認してください。

問合先 堺市消防局☎(238)6006

高齢者防火訪問を実施します

高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進、こんろ・たばこ・電気火災などに関する住宅防火対策について指導しています。

期間 令和7年3月31日まで

対象 令和6年3月31日において、75歳以上の高齢の方のみの世帯で、75歳、79歳、83歳、87歳、91歳、95歳、99歳以上の方が居住する世帯

問合先 堺市消防局☎(238)6005

いきなり自動音声ガイダンスが流れる電話にご注意を！

高石市内において、電話会社や電力会社を名乗る自動音声で「料金が未納です」「このままでは電話（電気）が止まります」等の特殊詐欺と思われる電話がかかってきます。この手口では、音声指示にしたがって番号を押すと、詐欺の犯人に繋がり、個人情報を聞き出されたり、架空の料金を請求されたりします。

特殊詐欺の被害に遭わないように、不審な電話等があれば警察署に通報してください。

その他の特殊詐欺の被害については、高石警察署ホームページをご覧ください。

問合先 高石警察署☎(265)1234

感染症を媒介する虫にご注意ください！

▼ゴキブリ対策

・食べ残しを片付け、生ごみの処理をきちんとする
・水回りは一日の最後にきれいに拭き取る
・ゴミやほこりが多い場所、物が所狭しとおかれた場所などゴキブリが好む環境を作らない

問合先 環境政策課☎(275)6834

▼ダニ対策

・草むらなどに入るときは肌の露出を避ける
・ナイロン製などの表面が滑らかな衣服を着用し、防虫剤などを活用する
・家に入る前に上着を脱ぎ、マダニなどを家に持ち込まない
・草むらなどに入った後は、帰宅後すぐに入浴し、洗い流す

刺された場合

・皮膚科や内科など医療機関を受診する
・自分で排除しようとしない

問合先 健幸増進課☎(275)6381

▼蚊

幼虫対策

・雨水がたまる植木鉢の受け皿バケツ、空き缶やペットボトルなどを放置しない

成虫対策

・草刈り等で生息場所を減らす
・防虫網等で家屋内への侵入を防ぐ
・草むらなどに入るときは、肌が露出しないような服を着用する
・虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

問合先 健幸増進課☎(275)6381

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第1期分

7月1日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

問合先　税務課(275)6094

市長の関連会社等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された、市長の関連会社等報告書等を7月1日から総務課で閲覧できます。

問合先　総務課☎(275)6197

しない　させない　就職差別

府では、6月を就職差別撤廃月間と定め、啓発事業に取り組んでいます。

▼就職差別110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

期間　6月30日までの午前9時30分～午後5時30分（閉庁日を除く）

Eメール（koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp）による相談も可

問合先　府商工労働部雇用推進室☎06(6210)9518

みんないっしょに生きる社会を

まっぽっくり

薬物依存

学生が「薬物依存」で逮捕される事件が繰り返し報道されています。「薬物依存」とは具体的にどういったものでしょうか。

「薬物依存」とは、薬物の摂取で快感や高揚感を伴う刺激を体験した者が、それを再び求める抑えがたい欲求が生まれて、その刺激がないと不快な精神的・身体的症状を生じる状態のことをいいます。

覚醒剤や麻薬・向精神薬、大麻などによる依存のみではなく、広い意味では、シンナー・睡眠薬・抗不安薬など、さらに進んでアルコール（酒）やニコチン（たばこ）なども対象とすることがあります。

薬物依存の大きな要素の一つに「耐性の形成」があります。連用するうちに効き目が出なくなり、使用量が増えていくことです。覚醒剤などの多くが「耐性の形成」が早く、依存症となる量まで素早く到達してしまいます。好奇心から少量の使用なら安全と思って使用すると耐性がすぐできて、使用量が意思ではコントロールできなくなってしまうことが、覚醒剤が規制されている理由の一つです。

薬物依存の患者は薬物を得る事のみに執着し、他の社会的責務を容易に放棄してしまうために社会生活が送れなくなることが問題となっています。

薬物依存は次のようにさまざまな問題を生み出します。

『健康の問題』

身体的障害・精神障害・性格の変化

『家族の問題』

家族機能の障害・家庭内暴力・家族崩壊・家族の心身の健康

『対人関係の問題』

けんかを起こしやすく友人知人から離れて孤立する・薬物乱用仲間をつくる

『社会生活上の問題』

職務能力の低下・怠業や怠学・失業や退学・借金

『社会全体の問題』

薬物汚染・犯罪や事故の増加・治安の悪化

薬物依存症者の行動	経験した家族の割合
感情の起伏が激しく、人が変わったようになった	93%
薬物を買うためにうそをついた	84%
薬物についてたずねると不機嫌になった	81%
意味不明な話をしたり、行動がまとまらないことがあった	78%
家の中で薬物を使用した	76%
薬物使用の道具が出てきた	76%
薬物使用を見つかって開き直ったことがある	69%

＊出典：厚生労働省ホームページ「家族からみた薬物依存症者の行動」

薬物依存症者の行動に思い当たる場合には関係機関へご相談ください。

人権・生活相談課　☎(275)6279